

平成24年11月29日
水管理・国土保全局砂防部

平成24年度雪崩防災週間(12月1日～12月7日)を実施します

国土交通省では、雪崩災害による被害を軽減するため、平成元年度より毎年12月1日から7日を「雪崩防災週間」としています。

本格的な雪シーズンを前に、雪崩災害の危険性を再認識し、雪崩に関する知識の普及・啓発を推進するため、以下の取り組みを実施します。

- (1) 広報活動の推進
- (2) 防災知識の普及
- (3) 警戒・避難体制の推進
- (4) 雪崩危険箇所等の点検・補修結果の公表
- (5) 雪崩災害防止功労者の表彰

- (資料1) 雪崩防災週間ポスター
- (資料2) 実施概要
- (資料3) 雪崩災害防止功労者表彰
- (資料4) 参考資料



※参考「雪崩防災週間」の目的

我が国は、国土面積の半分以上が豪雪地帯として指定されており、積雪山間部の住民にとって雪崩は大きな脅威であり、毎年のように雪崩災害による被害が発生しています。

このような状況にかんがみ、関係住民、スキー場や観光施設等の利用者及び冬期登山者等を対象とした雪崩災害に対する国民の理解と関心を深め、雪崩災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的としています。

【問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局 砂防部砂防計画課
 地震・火山砂防室長 山口 真司 (内線36151)
 企画専門官 椿本 和幸 (内線36122)
 電話03-5253-8111
 直通03-5253-8466
 FAX03-5253-1610